

第1章 計画の策定に当たって

1 改革プラン策定の趣旨

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしていますが、近年、多くの公立病院において、損益収支をはじめとする経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっています。

公立病院が今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、多くの公立病院において抜本的な改革の実施が避けて通れない課題となっています。

国においては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、病院事業は、事業単体としても、また地方自治体の財政運営全体の観点からも、一層の健全経営を求めていることに加えて、平成19年12月には「公立病院改革ガイドライン」を策定し、病院事業を設置している地方公共団体に対し、本ガイドラインを踏まえ、平成20年度内に「公立病院改革プラン」を策定することを求めていました。併せて、公立診療所についても、改革プランの策定を要請しています。

これらのことと踏まえて、本市では病院及び診療所が、地域医療の確保のために果たすべき役割及び持続可能な経営のあり方についての方向性を定めるため、「石巻市公立病院・診療所改革プラン」を策定するものです。

2 改革プランの構成

改革プランの構成は、石巻医療圏及び本市の病院・診療所の現状と課題を分析した上で、病院・診療所が果たすべき役割と一般会計負担の繰出し基準を明確にし、経営の効率化を図るための具体的な取組を示すとともに、今後の再編・ネットワーク化や経営形態の見直しについて、その方向性を示しています。

また、実施状況の点検・評価・公表の方法についても定めています。

3 改革プランの計画期間

計画期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

なお、経営効率化については、平成21年度から平成23年度までの3年間とし、再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しについては、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

